結婚し新生活を始めた皆さんを応援します

―令和７年度岡垣町結婚新生活支援補助金―

ご結婚おめでとうございます。岡垣町は、お二人の新婚生活のスタートを応援するため、住居の購入費やリフォーム費、家賃、引越費用など**上限６０万円（又は３０万円）**を支給します。

対　象　次のすべてに当てはまる人が対象となります

項　目	チェック	内　容
年齢		●令和７年１月１日～令和８年２月２７日の間に婚姻届を提出し、受理され、婚姻届出日時点で夫婦ともに年齢が３９歳以下である。
住宅		●対象となる住居が岡垣町内にある。
		●ほかの公的制度による補助などを受けていない。
住民登録		●申込日時点で、夫婦の双方または一方が、対象となる住居のある住所地で住民登録されている。
所得		●令和６年中の夫婦の所得を合算した額が５００万円未満である。 ※奨学金を返済しているときは返済額を差し引きます。
そのほか		●町民税や国民健康保険税、上下水道料金、保育料などを滞納していない。
		●世帯員が暴力団員ではない。
		●自治区及び組等に加入している。

補助の内容

項　目	内　容
補助の対象となる経費・金額	令和７年４月１日以降に支払った次の(1)・(2)の合計額（婚姻日時点の年齢が夫婦共に 29 歳以下の場合は上限 60 万円、39 歳以下の場合は上限 30 万円） （１）結婚を機に新たに住居を購入、リフォーム、賃借したときの費用 （建物の購入費やリフォーム費、家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料） ※勤務先から住宅手当が支給されているときは、その手当額を除く ※婚姻日より前に購入・リフォームした住宅の場合、婚姻日から起算して１年以内に婚姻することを前提に購入・リフォームした住宅であること ※住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象 （２）新居への引越費用
補助期間	令和７年４月１日～令和８年２月２７日

申し込みから補助金交付までの流れ

１　必要書類を提出

次の書類を**令和８年２月２７日までに**こども未来課へ提出してください。

	チェック	書　類
①		岡垣町結婚新生活支援補助金交付申請書
②		住宅手当支給証明書　※勤務先から住宅手当が支給されているときのみ
③		岡垣町結婚新生活支援補助金交付申請に係る調査同意書
④		岡垣町結婚新生活支援補助金申請に係る自治区及び組等加入証明書 ※近所の人に、組長がどなたか確認して、まずは組長をお訪ねください。
⑤		戸籍謄本や婚姻受理証明書など婚姻日や夫婦の生年月日が分かる書類
⑥		所得（課税）証明書（令和６年中の夫婦の所得がわかる書類） ※令和７年１月１日時点の住所地で取得。ただし、令和７年１月１日時点で岡垣町に在住しており、③を提出するときは、提出不要。
⑦		町税などに滞納がないことを証明する書類　※③を提出するときは、提出不要。
⑧		補助の対象となる住居の売買契約書や工事請負契約書、賃貸借契約書などの写し
⑨		預金通帳などで支払った費用を確認できる書類
⑩		領収書など引っ越しにかかった費用が分かる書類
⑪		貸与型奨学金の返済額が分かる書類　※貸与型奨学金の返済を行っているときのみ
⑫		結婚新生活支援事業に関するアンケート

※上記以外にも、町長が必要と認める書類を提出していただくことがあります。

２　交付決定通知

審査した結果を「岡垣町結婚新生活支援補助金交付決定通知書」により通知します。

３　請求書を提出

通知書が届いたら、「岡垣町結婚新生活支援補助金交付請求書」に必要事項を記入したのち、振込先がわかる通帳の写しとあわせて、こども未来課に提出してください。

	チェック	書　類
⑬		岡垣町結婚新生活支援補助金交付請求書
⑭		振込先がわかる通帳の写し

４　補助金の振り込み

請求書の内容を確認し、請求金額を指定された口座に振り込みます。

申し込み・問い合わせ

岡垣町　こども未来課　こども未来係
〒811-4233　福岡県遠賀郡岡垣町野間１丁目１番１号
電話番号　０９３－２８２－１２１１（代表）
FAX番号　０９３－２８２－４０００
Mail　kodomo@town.okagaki.lg.jp

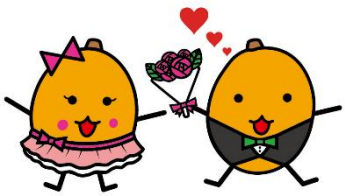

岡垣町イメージキャラクター
びわりん＆びわすけ